

ASAHIネット LTE特約 新旧対照表 2026年4月24日改正

改正後		改正前
<p>第1条 総則 5. 用語の定義 <u>(12)「JAPANローミング™」とは、非常時における通信手段の確保のため、他の電気通信事業者の通信設備を利用して通信を行う機能をいいます。JAPANローミング™は一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)による商標です。</u></p>	(追加)	<p>第1条 総則 5. 用語の定義</p>
<p>第4条 MNP 他の携帯音声通話事業者からのMNPによる転入に基づき回線交換サービスの提供を受ける会員は、SIMカードを受領後、MNPの切替作業を行うものとします。当社は、MNPの有効期限間近になっても当該SIMカードの切替作業が行われていないことを検知した場合、当社の判断により当社の別途定める日に強制的に切替作業を行い、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。かかる強制切替により会員が不利益を被ったとしても、当社は責を負うものではありません。</p>	(変更)	<p>第4条 MNP 他の携帯音声通話事業者からのMNPによる転入に基づき回線交換サービスの提供を受ける会員は、SIMカードを受領後、MNPの切替作業を行うものとします。当社は、MNPの有効期限間近になっても当該SIMカードの切替作業が行われていないことを検知した場合、当社の判断により当社の別途定める日に強制的に切替作業を行い、会員はこれを予め承諾するものとします。かかる強制切替により会員が不利益を被ったとしても、当社は責を負うものではありません。</p>
<p>第7条 提供エリアおよび通信速度 6. <u>会員は、他の電気通信事業者がJAPANローミング™を提供する場合、当該機能を利用するものとします。なお、JAPANローミング™を利用した緊急通報においては、以下の事項が適用されることを、あらかじめ承諾するものとします。</u> <u>(1) 会員識別番号に代えて、IMSI番号を、緊急通報に係る機関へ通知する場合があること</u> <u>(2) 「184」の設定をして発信した場合であっても、会員識別番号またはIMSI番号を、緊急通報に係る機関へ通知する場合があること</u> <u>(3) 発信に先立ち「184」または「186」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があること</u></p>	(追加)	<p>第7条 提供エリアおよび通信速度</p>